

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01351

研究課題名（和文）企業犯罪の制裁と予防に関する多機関協働的刑事司法制度の構築に関する研究

研究課題名（英文）A research on the construction of a criminal justice system designed to prevent and impose sanctions on corporate crimes through cooperation of private and public agencies.

研究代表者

田口 守一（TAGUCHI, Morikazu）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・名誉教授

研究者番号：80097592

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、企業犯罪という現代型犯罪への対応形態として新たに導入された合意制度がこれからの刑事司法制度の展開を促す端緒となりうるとの視点から、主に合意制度を中心として多機関協働的刑事司法制度の構築を主張したものである。複雑な企業犯罪の真相解明のためにもまた企業犯罪の予防のためにも、企業犯罪に対しては企業自身を含む事件関係者の主体的手続関与を組み込んだ制度すなわち多機関協働的刑事司法制度を構築しておくことが必要であり、そのような司法制度は今日の時代に適合した新たな当事者主義の訴訟構造から初めて可能となることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、今日の複雑な企業犯罪の真相解明やその予防のためには、その前提として刑事司法制度の理論構造を根本的に考え直す必要があるとして、これまでの議論が主に適正手続論に集中してきたことを批判的に検討して、基礎理論としての当事者主義の訴訟構造論の重要性を指摘した。その上で、とりわけ新たに導入された合意制度の持つ当事者主義的意義を明らかにし、企業自身が刑事手続に主体的に関与することで、刑事事件の解決に国家機関以外の民間機関が関与することの重要性を示して、民間機関と刑事司法制度との新たな関係のあり方を提示した。

研究成果の概要（英文）：Focusing mainly on the newly introduced Japanese system of negotiation/agreement between the prosecutor and the cooperating suspect/defendant, this research makes clear that it is necessary, in order to respond properly to corporate crimes, to construct a criminal justice system based on cooperation of private and public agencies. Such a system, designed to have the corporation itself to participate actively in the process for imposing sanctions on/preventing corporate crimes, would function to find the truth in cases concerning complicated corporate crime and to prevent such crimes. This research also makes clear that constructing such a system would only become possible by building up a new Japanese type of adversary system compatible with the movement of modern society.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：企業犯罪 合意制度 当事者主義 職権主義 訴追裁量 訴訟構造論 訴訟目的論 司法文化

## 1. 研究開始当初(2019年)の背景

(1) 近年における刑事実務と刑事立法の大きな変動は、これまでの刑事司法制度を根本的に変えるものであった。2009年の裁判員制度の施行に伴い公判前整理手続のあり方とりわけ裁判所による当事者に対する求釈明のあり方について、とくに2015年以降の最高裁判例において当事者追行主義の観点から注目すべき判断が示された。さらに、2016年には刑事訴訟法改正により、企業犯罪を主な対象とする合意制度および被疑者取調べの録音録画制度が導入され、当事者主義の訴訟構造が一段と強化された。

(2) しかし、これらの実務動向に対する学界の反応は必ずしも活発なものではなかった。2019年4月日本刑法学会第97回大会第2分科会「2016年刑訴法改正後の捜査・訴追と弁護」では、「検察官から見た取調べ、協議・合意制度、被疑者弁護」の報告もなされたが、これらの立法動向が刑事訴訟法に及ぼす理論的意義に関する議論は乏しかった。これに対して、国際的動向として、今日のグローバル化した社会における企業犯罪に対する刑事司法のあり方が活発に議論され、2019年の国際刑法学会(AIDP)第20回大会では「刑事司法と企業経営(Criminal Justice and Corporate Business)」が取り上げられ、企業犯罪に対する捜査、訴追および制裁のあり方についての議論がなされた。

(3) 本研究課題の申請者は、これまで刑事訴訟の基礎理論研究として、「刑事訴訟における当事者処分権主義の意義とその立法化に関する研究」(2013~2015年度課題番号25380091)において、2016年の合意制度の成立を前提としてアメリカおよびドイツの司法取引制度を検討し、また、「刑事訴訟における当事者処分権主義と追行的職権主義との統合に関する研究」(2016~2018年度課題番号16K03376)において、当事者主義と職権主義の統合という日本の当事者主義の訴訟構造論を提言してきた。本研究課題は、これらの研究を基礎としつつ、新たな実務動向と国際動向を反映した企業犯罪に対する刑事司法制度のあり方について検討することを意図したものである。

## 2. 研究の目的

(1) 企業犯罪への対応として、新たな合意制度について、この制度の根拠には被疑者・被告人の自己決定権という当事者主義の要素が含まれており、検察官の訴追裁量権の問題を超える制度であることを明らかにする。

(2) 企業犯罪に対する手続法的対応として、伝統的な刑事司法制度だけではもはや十分とはいえないこと、日本の手続法的対応は必ずしも国際的動向を反映していないこと、さらに企業犯罪への対応としては行政法などとの総合的対応が必要であること等を明らかにする。

(3) 新たな刑事司法制度の構築に当たっては、当事者主義訴訟構造論が理論的基礎となり、これによって行政機関や企業自身も関与する多機関協働的司法制度の構築を試みる。この点、これまでの基礎理論では当事者主義の訴訟構造論が正面から検討されることは少なく、当事者主義刑事訴訟法の実体があいまいなままであったので、新たな当事者主義の意義を明らかにする。

(4) これまでの日本の刑事司法制度は必ずしも国際的な動向を反映させたものではなかったので、本研究課題が目指す多機関協働的刑事司法制度の構築を通して日本の刑事司法制度に今日の国際動向を反映させることを試み、これにより日本法への国際的理解を深めることを目指す。

### 3. 研究の方法

本研究課題の目的を達成するために、改正された刑事訴訟法の解釈論的研究、企業犯罪に関する国際動向の把握とその日本法への反映の研究、刑事訴訟法の基礎理論としての訴訟構造論の研究および比較法方法論の研究という4つのアプローチを取る。

第1の改正刑事訴訟法の解釈論として、2016年に新たに創設された合意制度の主たる対象犯罪が企業犯罪であることからその解釈論的検討を行い、合意制度の理論的根拠および合意の成立要件を検討する。その際には、本合意制度に関するわが国の研究論文および判例がまだ乏しいことから、主に諸外国における司法取引制度との比較から日本法の特徴を析出することとする。

第2の企業犯罪に関する国際動向の追跡として、2019年に「刑事司法と企業経営」をテーマとして開催された国際刑法学会第20回大会の議論状況と大会決議を検討する。とりわけ、企業犯罪への手続法的対応においては行政法上の対応および企業自身による企業犯罪の解明とその予防が重要であるとする国際動向に焦点を当てる。

第3として、企業犯罪への手続法的対応という現代的課題に取り組むためには、その理論的前提として刑事訴訟法の基礎理論としての当事者主義の訴訟構造論を確立させることが不可欠であることから、これまでの当事者主義訴訟構造論に関する学説と判例を総括する。まず、学説について戦後刑事訴訟法の70年の歴史を総括して、戦後初期の当事者主義論が次第に適正手続論へと変質していったことを解き明かして、今日の時代に適合した新たな当事者主義の訴訟構造論の確立を目指す。また、判例には旧来の職権主義理論とは異なる新たな職権主義の考え方が積重ねられてきていることを析出し、とりわけ新たな公判前整理手続における裁判所の求釈明義務に関する判例に焦点を当てる。その上で、新たな当事者主義と新たな職権主義との双方の原則が日本の実務を支えていることを析出して、日本法における両原則の統合の可能性を探求する。

最後に、第4として、日本の刑事司法制度の根底にはいわゆる大陸法の考え方に基づく要素と戦後改革により導入された英米法の考え方に基づく要素の両要素が潜んでいることから、この両法系の要素を日本法としてどのように調和させていくかが今日なお大きな課題であるとの問題意識から、とくにこの問題について世界の比較法学界に大きな影響を与えたマージャン・ダマスカ教授の比較刑事司法制度論を検討して、日本における当事者主義と職権主義の統合の理論的基礎について検討する。

### 4. 研究成果

(1) 2016年の刑事訴訟法改正により創設された合意制度の主たる対象犯罪が企業犯罪であることから、改正刑事訴訟法の解釈論として合意制度を検討した。まず、2021年に独文論文として“Absprachen in der japanischen Strafprozessordnung – Eine rechtsvergleichende Betrachtung”をドイツの記念論文集に投稿し、ついで2022年にその邦訳「合意制度の比較法的

特色とその課題」を拙著『刑事訴訟の構造』に収録し、とくに合意制度の理論的基礎には検察官の訴追裁量論に加えて当事者主義の原則が前提となっていることを解明し、立法論としては自己負罪型合意制度の必要性を指摘した。加えて、今日新法について合意に基づく供述の信用性が議論されているが、その手前の問題として合意手続の適正性が前提となることを指摘し（「合意手続の適正性」・拙著『刑事訴訟の構造』に収録）、アメリカ法における有罪答弁（guilty plea）の受理手続およびドイツ法における量刑合意に関する「制裁の較差（Sanktionsschere）」論と合意手続の透明性（Transparenz）の原則の重要性を指摘することにより、日本法における裁判所による合意手続の審査の重要性を指摘した。

(2) 企業犯罪に対する手続法的対応に関しては、国際的な議論が進行していることから、わが国における企業犯罪論においてもこのような国際動向を踏まえる必要がある。そこで、とくに2019年に「刑事司法と企業経営（Criminal Justice and Corporate Business）」をテーマとして開催された国際刑法学会第20回大会へのわが国の報告書（New Development in Investigation Proceedings and Sanction Systems for Corporate Crime in Japan）を執筆し、2022年にその邦訳「日本における企業犯罪への法的対応」を拙著『刑事訴訟の構造』に収録した。同時に、国際刑法学会の議論状況について「企業犯罪に対する刑事的および非刑事的対応」および「国際刑法学会における企業犯罪に関する決議」の2つの論文も拙著『刑事訴訟の構造』に収録し、とくに、企業犯罪への手続法的対応においては刑事法的対応と同時に行政法上の対応および企業自身による企業犯罪の解明とその予防活動が重要であるとする国際学会での議論がわが国の法制度にも大きな示唆を与えることを指摘した。

(3) 以上の企業犯罪に対する手続法的対応に関する国際動向の研究から以下の諸点が明らかとなった。すなわち、企業犯罪のような複雑な犯罪類型に対しては刑事司法制度のみで対応しても事案解明の点でも犯罪予防の点でも十分な効果は得られず、その手続的対応には行政機関や企業自身の手続関与が必要である。とくに企業犯罪は合法的な企業経営に関連して行われる犯罪であることから、日本でいえば公正取引委員会などの行政機関による行政処分や企業自体のコンプライアンス制度による犯罪の事案解明やその予防活動などとの連携が不可欠となる。こうして、企業犯罪に対しては多くの関係機関が関わることとなり、これらの諸機関との協働機能を備えた「多機関協働的刑事司法制度」を構築することが必要となる。このような多機関協働的刑事司法制度を構築するためには、そのための総論的検討と各論的検討が必要となる。

(4) 本研究課題では、主に国家機関と民間機関の「協働」を可能とする刑事司法の構造的基礎という総論的検討を行った。国家の刑罰権の行使を問題とする刑事司法制度と同じく国家機関でありながら国家刑罰権とは異質な行政機関さらには私企業などの民間機関との間の「協働」の制度的基礎づけは、国家の刑事司法制度の根幹に関わる問題であるからその総論的研究がとくに重要といわなければならないからである。とりわけ、私人である被告企業や企業関係者が国家の捜査活動や訴追活動に関与し、協力することの理論的根拠とその限界を明らかにすることが重要である。このような協働の法理論構造を明らかにしないと、国家権力が国民に協働を強要し、企業は理論的根拠の明らかでない協力要請に服従せざるをえないおそれも生じるからであ

る。また、法的理論構造が不明なまま企業の協働的活動が進行すると、企業の従業員等に対する人権侵害も生じるおそれがあるからである。以上に対して、「協働」の各論的検討については、問題点の指摘にとどまった。しかし、例えば、企業自身による企業犯罪に関する社内調査における関係者に対する自己負罪拒否特権の告知問題あるいはマネー・ローンダリング（資金洗浄）規制に関する金融機関の届出義務とそこにおける顧客管理（customer due diligence）における顧客情報の捜査機関への移転の問題などの国際学界で議論が進んでいる問題は、「協働と人権保障」の問題として今後の日本法にとっても重要課題であろう。

(5) 以上の多機関協働的刑事司法制度を理論的に支えるのは刑事訴訟の訴訟構造論である。すなわち、企業犯罪への手続法的対応という現代的課題に取り組むためには、その理論的前提として刑事訴訟法の基礎理論である当事者主義の訴訟構造論を確立させることが不可欠である。そこで、これまでの当事者主義訴訟構造論に関する学説と判例を検討した。学説については、戦後刑事訴訟法学説を概観した上で、戦後初期の当事者主義論が次第に適正手続論へと変質していったことを解き明かして、今日の時代に適合した新たな当事者主義の訴訟構造論を構築することの必要性を指摘した（「当事者主義訴訟構造論の再構築」・拙著『刑事訴訟の構造』に収録）。これにより、企業犯罪に対する刑事手続に関与する被告企業の手続にも当事者主義原則が妥当し、企業も単なる手続の客体ではなく、手続の主体として関与することで「協働」機能を果たすことが可能となることを示した。判例については、旧来の職権主義理論とは異なる新たな職権主義の考え方が判例として積重ねられてきていることを析出し、とりわけ新たな公判前整理手続における裁判所の求釈明義務に関する判例を分析した（「裁判所の求釈明義務」・拙著『刑事訴訟の構造』に収録）。

(6) さらに、以上の新たな当事者主義と新たな職権主義の双方の原則が訴訟原則として併存するという日本法における両原則の統合の可能性を指摘した。元来、日本の刑事司法制度の根底にはいわゆる大陸法の考え方に基づく要素と戦後改革により導入された英米法の考え方に基づく要素の両要素が潜んでいることから、この両法系の要素を日本法としてどのように調和させていくかが今日でもなお大きな課題である。そこで、とくにこの問題について世界の比較法学界に大きな影響を与えたマージャン・ダマスカ教授の比較刑事司法制度論（"The Faces of Justice and State Authority"）を検討した。すなわち、権威の構造論としての階層型権威と同位型権威の2つの理念型および受動国家における紛争解決を訴訟目的とする司法モデルと能動国家における政策執行を訴訟目的とする司法モデルの2つの理念型を提供したダマスカ理論を分析した上で、このダマスカ理論が日本法における当事者主義と職権主義の統合論に示唆するところが多いことを指摘した（「階層型権威と同位型権威 - M.ダマスカ教授の比較刑事司法制度論について」・『早稲田大学法学会百周年記念論文集』（2022年）に収録予定）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 3件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Morikazu Taguchi	4. 巻 Vol. 90
2. 論文標題 New Development in Investigation Proceedings and Sanction Systems for Corporate Crime in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Revue Internationale de Droit Penale	6. 最初と最後の頁 p.241-p.274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Morikazu Taguchi	4. 巻 Teiband 1
2. 論文標題 Absprachen in der japanischen Strafprozessordnung - Eine rechtsvergleichende Betrachtung	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Marc Engelhart et al (ed.), Digitalisierung, Globalisierung und Risikoprävention, Festschrift fuer Ulrich Sieber zum 70. Geburtstag	6. 最初と最後の頁 609-633
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 田口守一	4. 巻 未定
2. 論文標題 階層型権威と同位型権威 - M. ダマスカ教授の比較刑事司法制度論について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学法学会百周年記念論文集	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 田口守一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 382頁
3. 書名 刑事訴訟の構造	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------